平成２４年（フ）第７１号
東京都日野市三沢３丁目29番地の１
破産者　新谷　惠子
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３３号
東京都港区西新橋２丁目37番５号
破産者　ダブルエイジ株式会社
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３４号
東京都国立市東２丁目19番地の46
破産者　吉汲ゆかり
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４号
東京都中央区築地１丁目４番８―802号
破産者　有限会社バオ
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
静岡県浜松市東区笠井町229番地の１
破産者　ドゥメディカルサービス株式会社
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
三重県伊勢市村松町87番地１
破産者　中川　徹哉
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７号
三重県伊勢市黒瀬町1518番地
破産者　酒徳　里史
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
三重県伊勢市小俣町本町742番地
破産者　楠本　亜紀
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第９９７号
京都市西京区嵐山東一川町12番地の１
破産者　株式会社錦味
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
京都市伏見区深草川久保町15番地の１
破産者　山善建設株式会社
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
岡山市南区新保105番地９
破産者　有限会社岡山鈑金工作所
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４号
沖縄県浦添市西原４丁目36番17号
破産者　株式会社物琉
１　決定年月日　平成24年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６１号
京都府福知山市石原３丁目71番地　グランムーン205号室、破産手続開始決定時の住所京都市西京区嵐山森ノ前町レオパレス嵐山Ⅱ104号
破産者　大槻　正則
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
奈良県高市郡明日香村大字奥山676番地
破産者　的場　正輝
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７４０号
札幌市北区太平２条５丁目２番14号　エスコート太平202号
破産者　篠原　静香
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３０号
札幌市中央区南８条西10丁目1287番地　ノースランドありふじ110号
破産者　齋田　大輝
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６７号
札幌市南区南33条西10丁目２番21―302号
破産者　沼崎　　稔（旧姓原田・伊藤）
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８０号
札幌市豊平区中の島１条６丁目３番５―101号
破産者　澤田　悦子
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２４号
札幌市北区屯田２条５丁目３番16号
破産者　藤本　達也
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３号
北海道苫小牧市緑町２丁目２番８号
破産者　前島　　彬
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部